

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
の一部を改正する規程のあらまし

- 1 泉南水道センター、阪南水道センター、田尻水道センター及び岬水道センターの統合による泉南地域水道センターの設置に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行します。